

新設規制に関する事前評価書

規 制 の 名 称	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案に基づく規制の新設
担 当 部 局	総合環境政策局環境経済課
評価実施時期	平成16年3月
規 制 の 概 要	<p>【目的・指標】 事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにし、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境保全についての配慮が適切になされることを確保することを目的とする。</p> <p>【制度の概要】 国及び地方公共団体は環境配慮等の状況を毎年公表すべきこと、主務大臣が環境報告書の記載事項等を定めること、特定事業者に対し、環境報告書の作成及び公表を義務付けること、大企業者は環境配慮等の状況の公表を行うよう努めること等の措置を講ずる。</p>
規 制 の 必 要 性	<p>公的性格を有する特定事業者（特別の法律によって設立された法人のうち、国の事務又は事業との関連性の程度、組織の態様、環境負荷の程度、事業活動の規模等を勘案して政令で定めるもの）については、環境への配慮に不足することがあってはならず、率先的な取組が極めて重要であることから、環境報告書の作成及び公表を義務付けることとした。</p> <p>なお、環境報告書の普及及び信頼性確保のための措置については、「規制改革推進3ヶ年計画（再改定）」において平成15年度から逐次実施することとされている。</p>
期待される効果	<p>特定事業者においては、環境報告書の作成及び公表を通じて、その事業活動に係る環境保全についての配慮が適切になされることが確保される。また、民間の事業者においても、同様に環境配慮等の状況を公表する取組が進展することが期待される。</p>
予想される国民の負担	<p>特定事業者においては、環境報告書の作成及び公表が必要になる。</p>
学識経験を有する者の活用	<p>環境に配慮した事業活動の促進に関し、平成15年9月より中央環境審議会総合政策部会及び同部会に設置された「環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会」において検討が行われ、平成16年2月に「環境に配慮した事業活動の促進方策の在り方について」の意見具申がなされた。（審議会答申については、（http://www.env.go.jp/council/toshin/t025-h1509.pdf）参照）</p>
評価に当たって	<p><参考情報> 「循環型社会形成推進基本計画」（平成15年3月14日閣議決定）</p>

<p>使用した資料 その他の情報</p>	<p>上場企業の約50%及び非上場企業の約30%が環境報告書を公表するようになることを目指す旨を記載。 「平成14年度環境にやさしい企業行動調査」(環境省) 平成14年度には上場企業の約34%、非上場企業の約12%が環境報告書を作成。 日本経団連「環境立国のための3つの取り組み」 (2004年1月13日) 環境報告書等の策定公表に取り組む会員企業の3年倍増をめざして、会員企業・団体に呼びかける旨を記載。</p>
<p>評価結果</p>	<p>本法律案により新設される規制により、特定事業者においては、環境報告書の作成及び公表を通じて、その事業活動に係る環境保全についての配慮が適切になされることが確保される。また、民間の事業者においても、特定事業者の率先垂範的な取組等を通じ、環境報告書の作成、公表等の取組が進展すると考えられる。</p>